

奈良県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画

1 目的

この計画は、奈良県内の構成市町村（以下「市町村」という。）において、統一的で整合性のとれた効果的かつ効率的な後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の収納対策を推進することにより、奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営する後期高齢者医療財政の一層の健全化及び安定化を図り、もって被保険者の公平・公正な負担に基づく保険料の確保及び将来における保険料率の上昇の抑制に寄与することを目的とし、関係法令に基づき保険料収納対策に係る具体的な実施計画を策定するものとする。

2 基本目標

本計画の目的を達成するため、広域連合は奈良県全体の保険料目標収納率を定め、毎年度6月末までに示すものとする。

市町村は、目標収納率を達成するため関係法令、奈良県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画及び収納対策実施計画運用マニュアルに沿って適切な保険料収納対策を講じるものとする。

3 具体的な取組

広域連合及び市町村は、保険料の未納発生の防止のため、被保険者等に対し、保険料の納付に対する十分な理解が得られるよう最大限努めるとともに、次の効果的かつ効率的な収納対策に関する具体的な取り組みを原則として講じるものとする。

(1) 広域連合の取組

- ア パンフレット及びホームページ等により保険料納付に関する広報活動を実施すること。
- イ 市町村の保険料収納率に関する情報提供を定期的に県及び市町村に行う。
- ウ 市町村の収納担当職員を対象に研修会又は意見交換会等の開催を行う。

エ 収納率が低い市町村に対して、必要である場合には、適宜、その市町村へ個別訪問を行い、取組状況等の調査及び把握をし、収納対策に対する支援を行う。

(2) 市町村の取組

- ア 広報誌及びホームページ等において、保険料の納付に関する広報活動を実施すること。
- イ 納付書送付時に口座振替依頼書を同封する等、口座振替による納付の勧奨をすること。
- ウ 各納期限までに納付のない者に対し、納付忘れの早期解消や未納者への納付を促すため、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を送付すること。
- エ 督促状等を送付してもなお納付及び納付相談のない滞納被保険者等には、電話及び臨戸訪問による保険料納付の催告、納付相談及び納付指導等を実施すること。
- オ 短期被保険者証を有効活用することにより、滞納被保険者等との納付相談等の折衝の機会の確保を図るものとする。また、短期被保険者証の交付の趣旨に鑑み、その引渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交すること。
- カ 滞納被保険者等には、現年度分については、最低年2回（例11月・3月）、滞納繰越分に関しては、最低年1回（例8月初旬～中旬頃）催告状を送付すること。
- キ 預金調査等の財産調査を十分に行い滞納被保険者等の生活状況等の把握に努めること。
- ク 滞納の初期段階からのきめ細やかな収納対策（臨戸・納付相談等）を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産がありながら保険料を納めようとしない悪質な滞納被保険者等に対しては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第113条の規定に基づく、不動産・預貯金等の差押等の滞納処分について、関係法令等（地方税法等）の規定に基づき必ず行わなければならない。
- ケ 差押を行う場合には、必ず滞納被保険者等に対し未納保険料について十分に周知し（催告・差押予告書等）それでもなお、上記クに該当する場合とする。

※納付相談の実施に当たっては次の項目に配慮し、きめ細やかな対応をするものとする。

- ① 滞納被保険者等の状況に応じ、減免や徴収猶予について十分説明すること。
- ② 納付計画書等（原則：基本1年・最長2年）の作成に当たっては、滞納被保険者等の収入や生活状況に配慮すること。また、未申告となっている者については、収入状況の把握に努めること。

(3) 奈良県の取組

ア 奈良県は、市町村及び広域連合の収納対策の内容について、十分把握した上で、必要な指導及び助言等を積極的に行う。

4 その他

その他、この計画に必要な事項については、別に定める
本計画を改訂する必要がある場合は、適宜、改訂するものとする。

(平成27年7月1日策定)